

平成30年度 税制改正要望

要望項目	概要	対象税目											要望元																			
		所得税	個人住民税	法人税	法人住民税	事業税	消費税	地方消費税	相続税	贈与税	登録免許税	印紙税	固定資産税	不動産取得税	他	内閣府	金融庁	消費者庁	警察庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	防衛省		
地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の延長・拡充	拡充 延長	○		○	○										○																	
小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する特例措置	拡充 延長	○													○																	
国家戦略特区における特別償却又は投資税額控除・固定資産税の課税標準の特例措置の延長	延長			○								○			○																	
国家戦略特区における所得控除制度の拡充及び延長	拡充 延長			○	○	○									○																	
国家戦略特区におけるエンジェル税制の延長	延長	○													○																	
国際戦略総合特区における特別償却又は投資税額控除の拡充及び延長	拡充 延長			○	○	○									○																	
地域活性化総合特区におけるエンジェル税制の延長	延長	○													○																	
子育て支援に係る税制上の措置の検討	新設	○	○												○																	
地域経済活性化支援機構に係る登録免許税の特例措置の延長	延長														○	○																
国立大学法人等に対する評価性資産寄附へのみなし譲渡所得税の非課税承認を受けるための要件の緩和等	拡充	○	○												○								○									
地域データセンター整備促進税制の創設	新設			○											○	○					○											

平成30年度 税制改正要望

要望項目	概要	対象税目											要望元																	
		所得税	個人住民税	法人住民税	事業税	消費税	地方消費税	相続税	贈与税	登録免許税	印紙税	固定資産税	不動産取得税	他	内閣府	金融庁	消費者庁	警察庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	防衛省	
港湾の民有護岸等（特定技術基準対象施設）の耐震化の推進のための特例措置の拡充及び延長	拡充 延長			○											○														○	
新たな都市農業振興制度の構築に伴う税制上の措置	新設									○					○														○	○
働く人のための保育の提供に取り組む企業に対する税制上の優遇措置	新設		○	○											○									○						
子育て支援に要する費用に係る税制措置の創設	新設		○	○											○									○						
犯罪被害給付制度及び国外犯罪被害弔慰金等支給制度の見直しに伴う税制上の所要の措置	拡充		○	○														○												
NISA 等の利便性向上・充実	拡充																													
外国子会社合算税制（CFC 税制）に係る所要の措置	新設		○	○	○	○	○								○															
店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の非課税措置の恒久化又は延長	延長		○												○															
生命保険料控除制度の拡充	拡充		○	○											○															

平成30年度 税制改正要望

要望項目	概要	対象税目											要望元																					
		所得税	個人住民税	法人税	法人住民税	事業税	消費税	地方消費税	相続税	贈与税	登録免許税	印紙税	固定資産税	不動産取得税	他	内閣府	金融庁	消費者庁	警察庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	防衛省				
国際協力を使途とする資金を調達するための税制度の新設	新設 ①「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」等にも示されている世界の開発需要に対応し貢献するため、納税者の理解と協力を得つつ、国際連帯税（国際貢献税）についての検討を進め、必要な税制上の措置を講ずる。 ② その税収の使途として、世界の開発需要への対応・貢献であることを明確に位置づける。 ③ 課税方法として、我が国としてどのような方式を導入することが適当かについては、持続可能な開発目標（SDGs）の推進等に係る我が国の取組や開発アジェンダを巡る国際潮流及び国際連帯税（国際貢献税）に係る国際的な取組の進展状況を踏まえつつ検討する。													国際連帯税（国際貢献税）																				
清酒等に係る酒税の税率の特例期間の延長	延長 特例措置の軽減割合を維持しつつ、適用期限を平成30年3月31日以降も延長する。													酒税																				
被災酒類製造者が移出する清酒等に係る酒税の税率の特例期間の延長	延長 特例措置の軽減割合を維持しつつ、適用期限を平成30年3月31日以降も延長する。													酒税																				
ビールに係る酒税の税率の特例期間の延長	延長 特例措置の軽減割合を維持しつつ、適用期限を平成30年3月31日以降も延長する。													酒精																				
独立行政法人日本学生支援機構に係る指定寄附金の給付型奨学金への対象拡充	拡充 独立行政法人日本学生支援機構に対して支出された寄附金で「経済的理由で修学に困難がある優れた学生等に『貸与される学費』に充てられるもの」は、法人の所得の算定にあたりその全額を損金算入できるが、これについて、給付型奨学金制度（平成29年度～）の創設を踏まえ、「貸与される学費」に加え、新たに「支給される学費」についても指定の対象となるよう、指定の対象を拡充いただきたい。																																	
私立学校等への寄附に係る寄附金控除の年末調整対象化	新設 現行制度上確定申告が必要とされている私立学校等への寄附に係る寄附金控除に係る手続きを年末調整の対象とする。																																	
2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた税制上の所要の措置	新設 国際オリンピック委員会（IOC）、国際パラリンピック委員会（IPC）関係者をはじめ、選手、放送関係者等の個人・団体の関係者について、関連する所得を所得税、法人税の課税所得としないこと等、税制上の所要の措置を講じる。																																	
2019年ラグビーワールドカップ大会の開催に向けた税制上の所要の措置	新設 2019年に開催されるラグビーワールドカップ大会の円滑な準備及び運営の際に、大会関係者（ラグビーワールドカップリミテッド）に支払われる大会保証料について、国内源泉所得の対象とならないよう所要の処置を講ずる。																																	
引退後のアスリートに対する経済的支援に係る税制上の所要の措置	新設 アスリートのセカンドキャリア支援について、修学、職域開拓、生活基盤作りなど、多様なニーズに対応する資金が必要。企業や個人から提供される資金を民間受託機関において運用し、引退後のアスリートに対して支給するに当たり、引退後のアスリートが受け取る資金について税制上の所用の措置を講ずる。																																	

平成30年度 税制改正要望

要望項目	概要	対象税目											要望元																	
		所得税	個人住民税	法人住民税	事業税	消費税	地方消費税	相続税	贈与税	登録免許税	印紙税	固定資産税	不動産取得税	他	内閣府	金融庁	消費者庁	警察庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	防衛省	
受動喫煙防止対策に伴う税制上の措置	新設 飲食店等における喫煙専用室の早期設置を促すことにより、望まない受動喫煙を防止するため、当面の間、喫煙専用室を設置した場合における税制上の所要の措置を講じる。	○	○	○	○	○																		○						
協同組合等に係る受取配当等益金不算入制度における特例の適用除外等	新設 生協連合会が行った当該共済事業分離目的の現物出資に係る配当金については、租税特別措置法の協同組合等の特例を適用せず、法人税法本則を適用する等の取扱いとすることを要望する。			○	○	○																		○						
生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに伴う税制上の所要の措置	新設 現在、生活困窮者自立支援制度、生活保護制度及び生活保護基準に係る検討・検証を行っており、その結果を踏まえて税制上の所要の措置を講じる必要がある。	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		地価税、国税徴収法、事業所税、都市計画税、特別土地保有税、										○						

平成30年度 税制改正要望

要望項目	概要	対象税目										要望元																		
		所得税	個人住民税	法人税	法人住民税	事業税	消費税	地方消費税	相続税	贈与税	登録免許税	印紙税	固定資産税	不動産取得税	他	内閣府	金融庁	消費者庁	警察庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	防衛省
介護医療院の創設等に伴う税制上の所要の措置	新設 介護医療院及び無料又は低額な費用で介護医療院を利用させる事業について、税制上の所要の措置の対象となるよう要望する。 平成29年度末となっている介護療養型医療施設の設置期限について、法改正において平成35年度末に延長することとしているため、介護療養型医療施設に関して現在認められている税制上の所要の措置について、延長を要望する。		○		○	○						○	○	事業所税、特別土地保有税、都市計画税、国民健康												○				
障害者を多数雇用する場合の機械等の割増償却制度の適用期限の延長	延長 適用期限（平成30年3月31日）を2年間延長する。	○		○																						○				
特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額等の特別控除の延長	延長 積極的に雇用を創出し、安定的かつ継続的な雇用を促進するため、特定の地域内にある事業所における無期雇用かつフルタイムの雇用者の数が増加した場合の法人税額等の特別控除の措置について、その適用期限を2年間延長する。	○		○	○																					○				
交際費の課税の特例（中小法人における損金算入の特例）措置の延長	延長 中小法人及び大法人に係る交際費課税の特例措置について、その適用期限を2年間延長する。 ①飲食のために支出する費用の額（社内接待費を除く。）の50%を損金算入できる ②中小法人に係る交際費については800万円まで全額損金算入できる ※中小法人については①又は②のいずれかを選択。				○	○	○																			○		○		
駐留軍関係離職者、国際協定の締結等に伴う漁業離職者等に対して支給される職業転換給付金に係る非課税措置等の延長	延長 駐留軍法の有効期限は平成30年5月16日、漁臨法及び雇用対策法施行規則附則第2条の規定に基づく職業転換給付金の支給の有効期限は同年6月30日とされているところ、今後も国際情勢の変化等に伴い、駐留軍関係離職者、国際協定の締結等に伴う漁業離職者及び雇用対策法施行規則附則第2条に規定する漁業離職者が発生することが予想されることから、それぞれの有効期限を延長するための法改正及び省令改正を行う予定であり、有効期限延長後も、当該離職者に対して支給する職業転換給付金について、引き続き非課税措置及び差押禁止措置を存続させることとしたい。	○	○		○									国税徴収法、徴収規定												○		○		
個人事業者の事業用資産に係る事業承継時の負担軽減措置の創設	新設 個人事業者について、先代から後継者への事業用資産の承継を円滑に進めるための措置を講ずる。							○	○																	○		○		

平成30年度 税制改正要望

要望項目	概要	対象税目										要望元																	
		所得税	個人住民税	法人住民税	事業税	消費税	地方消費税	相続税	贈与税	登録免許税	印紙税	固定資産税	不動産取得税	他	内閣府	金融庁	消費者庁	警察庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	防衛省
中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の創設	新設 ①株式、事業の譲渡益に係る税負担の軽減 ②事業譲渡等により生じる資産の移転等に係る税負担の軽減 ③一定の要件を満たすファンドからの出資を受けた際の中小企業者要件の緩和	○	○	○	○	○			○			○												○	○	○			
森林吸収源対策の財源確保に係る森林環境税（仮称）の創設	新設 平成29年度与党税制改正大綱を踏まえ、市町村が主体となって実施する条件不利地域の森林の整備等に必要な財源に充てるため、都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）を創設する。													森林環境税（仮称）											○				
農林漁業団体職員共済組合制度に係る税制上の所要の措置	新設 統合から15年近くが経過し、その間の制度の見直しによる受給権者の大幅な減少やこれから支給開始年齢に達する統合時未裁定者は、特例年金額が少額となっている。このため、税制上の所要の措置を含め、現行制度の見直しを検討している。	○	○											国税徴収法											○				
山林所得に係る森林計画特別控除	延長 山林所得に係る森林計画特別控除の2年延長。	○	○																						○				
農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例	延長 適用期限（H30.3.31）の2年延長。	○	○	○	○	○																			○				
中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用に係る設備廃棄等欠損金の特例	延長 中小企業者等の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用措置に係る農業競争力強化支援法（平成29年法律第35号）に基づく設備廃棄等欠損金額の適用除外の特例措置について、中小企業者等以外の法人の法人税法に定める欠損金の繰戻し還付の不適用の延長に合わせ同一期間の延長を要望する。			○	○	○																			○				
農地中間管理機構が農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置	延長 2年間延長する。												○												○				
農業ハウス等の農地法上の取扱いに係る税制上の所要の措置	拡充 近年の営農形態の多様化に伴い、農業ハウス内での農作業の効率化・高度化等の必要性から、農業者が温室の内部に全面コンクリート張りをするケースも生じている。このようなケースで農地法上の農地として取扱った場合における税制上の措置を検討する。		○		○	○							○	○	都市計画税、事業所税										○				

平成30年度 税制改正要望

要望項目	概要	対象税目										要望元																				
		所得税	個人住民税	法人住民税	事業税	消費税	地方消費税	相続税	贈与税	登録免許税	印紙税	固定資産税	不動産取得税	他	内閣府	金融庁	消費者庁	警察庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	防衛省			
卸売市場法の抜本見直しを含めた食品流通全体の構造改革のための税制上の所要の措置	新設 卸売市場法の抜本見直しを含めた流通全体の構造改革に伴い、卸売市場に係る既存の税制措置について見直し後も引き続き措置するなど、税制上の所要の措置を講じる。		○	○	○						○	○	事業所税、特別土地保有事業所税												○							
林業の成長産業化に関する税制上の所要の措置	新設 林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の実現に向け、関連法令の改正を含めて検討しており、その内容を踏まえて税制上の所要の措置を講じる。		○	○	○						○	○	事業所税												○							
先進的省エネ・再エネ投資促進税制の創設	新設 「先進的省エネ・再エネ投資促進税制」を新設する（本税制の適用は平成30年度から平成31年度の2年間）。具体的には、以下のとおり、特別償却制度又は税額控除制度を創設する。 【省エネルギー】 特定事業者による大規模な省エネ設備投資や、複数事業者が連携して実施する高度な省エネ取組（先端的な省エネ設備投資、物流効率化に資するシステム構築等）に資する省エネ設備投資について、特別償却（30%（初年度））、又は税額控除（7%）を適用可能とする。 【再生可能エネルギー】 税制の適用期間内に取得・建設し、その日から1年以内に事業の用に供した場合、事業を開始した日を含む事業年度において、特別償却（30/100）、又は税額控除（4%）を適用可能とする。		○	○	○	○																							○	○	○	○
印紙税のあり方の検討（印紙税）	印紙税は経済取引における契約書や領収書等に対して課せられる文書課税であるが、近年の電子取引の増大等を踏まえ、制度の根幹からあり方を検討し見直す。									○															○							
国際会計基準を踏まえた収益認識基準の導入に伴う所要の措置	国際会計基準を踏まえた新たな収益認識基準についての国内での検討状況とその結果を踏まえ、企業の税負担の帰属年度の変動と事務負担に配慮する観点から、所要の措置を講ずる。			○	○	○	○	○																	○							
申告・納税手続の電子化に向けた制度及び運用に係る所要の整備	申告・納税等の税務手続きの一層の電子化の推進にあたっては、企業の事務負担軽減に資するよう、簡素で利便性の高い制度及び運用とすること。																								○							
スピノフの実施の円滑化のための適格要件の見直し等組織再編成税制における所要の措置	拡充 平成29年度税制改正で課税の繰延措置が認められた、特定事業を切り出して独立会社とするスピノフの円滑な実施を図るため、スピノフの準備を目的としたグループ内再編を行う場合を適格組織再編成税制の対象に加えるよう、適格要件の見直し等、組織再編成税制における所要の措置を講ずる。		○	○	○	○																			○							

平成30年度 税制改正要望

要望項目	概要	対象税目										要望元																		
		所得税	個人住民税	法人住民税	事業税	消費税	地方消費税	相続税	贈与税	登録免許税	印紙税	固定資産税	不動産取得税	他	内閣府	金融庁	消費者庁	警察庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	防衛省	
バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例の延長	延長	平成30年4月1日から平成35年3月31日まで延長する。											揮発油税													○				
認定低炭素住宅の所有権の保存登記等に係る軽減措置の延長	延長	特例措置の適用期限（平成30年3月31日まで）について、2年間延長する。																								○	○	○		
外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充	拡充	現在、一般物品・消耗品それぞれについて、最低購入金額（税抜5,000円以上）を満たす必要があるところ、一般物品についても特殊包装を行う等を条件に、免税販売の購入金額の判定に際し、一般物品と消耗品の合算を認める措置を講ずる。								○	○															○	○			
物流総合効率化法の認定計画に基づき取得した事業用資産に係る特例措置の延長	延長	適用期限を2年間（平成32年3月31日まで）延長する。	○	○								○	都市計画税															○		
特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の1,500万円の特別控除の延長	延長	適用期限（平成29年12月31日まで）を3年間延長する。	○	○	○	○	○																				○			
工事請負契約書及び不動産譲渡契約書に係る印紙税の特例措置の延長	延長	本制度の適用期間（現行：平成30年3月31日まで）を平成32年3月31日まで2年間延長する。										○															○			
都市農地の保全のための制度充実に伴う所要の措置		都市農地の保全のための制度の充実に合わせて、都市農地に係る税制について、土地利用規制等の措置に応じた所要の措置を講じる。																									○			
低未利用土地利用権設定等促進計画（仮称）に係る特例措置の創設	新設	計画に基づく土地の取得等に係る登録免許税の軽減 ・地上権設定等の登記（本則1%→0.5%） ・所有権移転登記（本則2%→1%）																									○			
都市再生推進法人に土地等を譲渡した場合の特例措置の拡充	拡充	低未利用土地の利用に関する事業のために土地を都市再生推進法人に譲渡した場合、長期譲渡所得（2,000万円以下の部分）に係る税率を軽減。	○	○	○	○																					○			
土地区画整理事業における共同施設区制度（仮称）の創設に伴う課税の特例措置の拡充	拡充	土地区画整理事業の施行地区内の低未利用土地の有効かつ適切な利用を通じて都市機能増進施設（誘導施設）の整備促進を図るため、共同施設区（仮称）を設け、申出により共同施設区（仮称）に換地処分された場合について、申出者に対して既存税制の特例（登録免許税非課税）を適用する。	○	○	○	○	○					○	都市計画税															○		
民間施設直結スマートインターチェンジ整備に係る特例措置の創設	新設	民間事業者が民間施設直結スマートICの用に供する土地を取得した場合において、民間事業者課税される登録免許税の税率を非課税（本則1000分の20）とする。																									○			

平成30年度 税制改正要望

要望項目	概要	対象税目										要望元																							
		所得税	個人住民税	法人住民税	事業税	消費税	地方消費税	相続税	贈与税	登録免許税	印紙税	固定資産税	不動産取得税	他	内閣府	金融庁	消費者庁	警察庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	防衛省						
買取再販で扱われる住宅の取得に係る特例措置の拡充・延長	拡充 延長 ・現行の措置の適用期限を2年間（平成30年4月1日～平成32年3月31日）延長する。 ・省エネ改修工事を行った結果、住宅全体の一定の省エネ性能が確保される場合、「全ての居室の窓全部の断熱改修工事を行う場合」でなくとも、本特例の適用対象とする。								○																								○		
特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例措置の延長	延長 本特例の適用期限（平成29年12月31日）の2年間延長。	○	○																														○		
居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除制度の延長	延長 本特例の適用期限（平成29年12月31日）の2年間延長。	○	○																														○		
特定の居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除制度の延長	延長 本特例の適用期限（平成29年12月31日）の2年間延長。	○	○																														○		
マンション建替事業の施行者等が受ける権利変換手続開始の登記等の免税措置の延長	延長 適用期限（平成30年3月31日）を2年間延長する。								○																								○		
住宅投資の波及効果に鑑み、これまでの措置の実施状況や今後の住宅市場の動向等を踏まえた住宅市場に係る対策についての所要の措置	住宅投資の波及効果に鑑み、これまでの措置の実施状況や今後の住宅市場の動向等を踏まえ、必要な検討を行い、所要の措置を講じる。																																	○	
民法改正に伴う住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置等の要件の見直し	民法改正による成年年齢の見直しが検討されていることに伴い、当該見直しを実施される場合には、住宅取得等資金に係る贈与税の特例について、適用対象となる特定受贈者等の年齢要件を見直す。 ① 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合に、一定の金額までの贈与につき贈与税を非課税とする特例について、適用対象となる特定受贈者の年齢要件を見直す。 ② 60歳未満の贈与者からの贈与により住宅取得等資金の取得をした場合についても相続時精算課税制度の適用対象とする特例について、適用対象となる特定受贈者の年齢要件を見直す。 ③ 東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合に、一定の金額までの贈与税を非課税とする特例について、適用対象となる被災受贈者の年齢要件を見直す。																																	○	

平成30年度 税制改正要望

要望項目	概要	対象税目													要望元																
		所得税	個人住民税	法人住民税	事業税	消費税	地方消費税	相続税	贈与税	登録免許税	印紙税	固定資産税	不動産取得税	他	内閣府	金融庁	消費者庁	警察庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	防衛省		
先進安全技術を搭載したトラック・バスに係る特例措置の拡充・延長	拡充 延長 特例措置の拡充 ○車線逸脱警報装置を備える以下の自動車（初回（新車新規検査時）のみ25%軽減） ・車両総重量3.5 トン超のトラック（車両総重量13 トン超のトラクタを含む） ・車両総重量12 トン以下のバス（立席を有するものを除く）													自動車重量税														○			
バリアフリー車両に係る特例措置の延長	延長 バリアフリー対応バス・タクシー車両に係る特例措置（自動車重量税の免税（初回（新車新規検査時）のみ））を3年間延長する。													自動車重量税														○			
国際船舶の所有権保存登記等に係る課税の軽減措置の拡充・延長	拡充 延長 （拡充） 海上運送法第2条第7項に規定する船舶貸渡業を営む者が建造もしくは取得する国際船舶 所有権保存登記 税率 3/1000（本則4/1000） 抵当権保存設定 税率 3/1000（本則4/1000） （延長） 上記以外の者が建造もしくは取得する国際船舶 所有権保存登記 税率 3.5/1000（本則4/1000） 抵当権保存設定 税率 3.5/1000（本則4/1000） （要望期間） 2年間（平成30年度～平成31年度）																												○		
国の無利子貸付を受けて整備された旅客施設等及び官民連携による国際クルーズ拠点形成する港湾において整備された旅客施設等に係る特例措置の創設	新設 国の無利子貸付を受けて整備された旅客施設等及び官民連携による国際クルーズ拠点を形成する港湾において整備された旅客施設等について、法人税の特例措置（取得後5年間30%割増償却）を創設する。 平成30年4月1日から平成33年3月31日（3年間）			○											○	都市計画税													○		
次世代の観光立国実現のための財源の検討	新設 増加する観光需要に対して高次元で観光施策を実行するために必要となる国の財源の確保策について、受益と負担の適正なあり方や訪日旅行需要への影響を勘案しつつ、諸外国の取組も参考に検討を行う。																												○		
認定長期優良住宅の所有権の保存登記等に係る軽減措置の延長	延長 特例措置の適用期限（平成30年3月31日まで）について、2年間延長する。																												○	○	

平成30年度 税制改正要望

要望項目	概要	対象税目										要望元																	
		所得税	個人住民税	法人住民税	事業税	消費税	地方消費税	相続税	贈与税	登録免許税	印紙税	固定資産税	不動産取得税	他	内閣府	金融庁	消費者庁	警察庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	防衛省
特定廃棄物最終処分場における特定災害防止準備金の損金算入等の特例措置の延長	延長 維持管理積立金を損金又は必要経費に算入する特例措置の適用期限（平成30年3月31日まで）を2年間延長する。	○	○	○	○	○																						○	
税制全体のグリーン化の推進	第4次環境基本計画（平成24年4月27日閣議決定）に基づき、持続可能な社会を構築するため、低炭素・循環型・自然共生など幅広い環境分野において税制全体のグリーン化を推進。 ・地球温暖化対策 ・自動車環境対策 ・森林・自然の維持・回復																											○	
車体課税のグリーン化	車体課税については、現行の車体課税のグリーン化による環境効果を十分踏まえ、地球温暖化・公害対策の一層の推進、汚染者負担による公害健康被害補償のための安定的財源確保の観点から、関連する税制も含め総合的・体系的に一層のグリーン化を検討する。												自動車重量税															○	
独立行政法人中小企業基盤整備機構の仮設整備事業に係る特例措置	廃止 施設を無償貸与、無償譲渡するものに係る業務の用に供する建物の所有権の取得登記に係る登録免許税、及び不動産の譲渡又は建設工事の請負の契約書に係る印紙税を非課税とする特例措置について、適用期限の延長を要望しない。									○	○	○	○	都市計画税												○			
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取付した場合の特別償却又は税額控除（グリーン投資減税）の廃止	廃止 適用期限の延長を要望しない。	○		○	○	○																			○	○	○	○	
東日本大震災により被災したため従前と異なる場所に鉄道路線が移設される場合における用地取得に係る特例措置の廃止	廃止 東日本大震災により被災したため従前と異なる場所に鉄道路線が移設される場合における用地取得に係る登録免許税の非課税措置を廃止する。									○		○															○		
軽油引取税の課税免除の特例措置の恒久化	拡充 次の動力源に供する軽油の引取りに係る軽油引取税の免除に関し、恒久的な措置とする。 ・警察用船舶 ・消防用船舶 ・海上保安庁の使用する船舶 ・自衛隊の船舶及び通信機械等												軽油引取税				○	○								○		○	

平成30年度 税制改正要望

要望項目	概要	対象税目										要望元																																																			
		所得税	個人住民税	法人住民税	事業税	消費税	地方消費税	相続税	贈与税	登録免許税	印紙税	固定資産税	不動産取得税	他	内閣府	金融庁	消費者庁	警察庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	防衛省																																		
軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（農業関係）	延長	次の動力源に供する軽油に係る軽油引取税の課税免除の特例措置の延長。 <ul style="list-style-type: none"> ・農業用機械等 ・林業、木材加工用機械等 ・漁業船舶 ・鋳さいバラス製造業の破碎・集積・積み込みに使用する機械 ・生コンクリート製造業のフォークリフト等の機械 ・セメント製造業のフォークリフト等の機械 ・鉱物の掘採事業を営む者のうち岩石及び砂利掘採業の掘削・積み込み・運搬の機械 ・鉱物の掘採事業を営む者のうち石炭掘採業の掘採・積み込み、運搬の機械 ・鉱物の掘採事業を営む者のうち石灰石・鉱物掘採業の掘削・積み込み・運搬の機械 ・電気供給業の汽力発電装置の助燃、ガスタービン発電装置 ・地熱資源開発のために使用する動力付試す機 ・船舶運航事業者等の船舶 ・港湾整備等に従事する作業船 ・鉄軌道事業者等の鉄軌道用車両等 ・建設機械 ・港湾運送業 ・倉庫業及び鉄道貨物利用運送事業等 ・空港内において使用される特殊車両 ・スキー場のグレンデ整備車等 ・廃棄物処理事業の廃棄物の処分のために使用する機械 																					軽油引取税																																								
ACSAに基づく免税軽油の提供時における課税免除の特例措置の恒久化等	拡充	当該特例に関して、地方税法本則による恒久的な措置とすることを要望する。																											軽油引取税																○																		
米軍等行動関連措置法等に基づく免税軽油の提供時における課税免除の特例措置の恒久化	拡充	当該特例に関して、地方税法本則による恒久的な措置とすることを要望する。																													軽油引取税																	○															
特定地域における商売及び居住の実態のない店舗兼住宅にかかる固定資産税の住宅用地特例解除措置	その他	空き店舗活用に積極的に取り組む地方公共団体・商店街を支援するため、地方公共団体が特に定める重点的な地域（商店街等）において関係者が一丸となって空き店舗対策に取り組む場合には、まずは、地方創生推進交付金を含む関係省庁の政策による重点支援によって後押しする。同時に、このような商店街等において、周囲からの協力要請にも応じず、商売の実態も居住の実態もない「空き店舗兼住宅」については、上記の重点支援に加え、最後の手段として、固定資産税の住宅用地特例を解除することができることとする。																																																												○	○

平成30年度 税制改正要望

要望項目	概要	対象税目											要望元																			
		所得税	個人住民税	法人税	法人住民税	事業税	消費税	地方消費税	相続税	贈与税	登録免許税	印紙税	固定資産税	不動産取得税	他	内閣府	金融庁	消費者庁	警察庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	防衛省		
既存住宅の耐震・バリアフリー・省エネ・長期優良住宅化リフォームに係る特例措置の延長	延長 その他											○			○												○	○	○			
津波避難施設に係る特例措置の拡充・延長	拡充 延長											○			○														○			
首都直下地震・南海トラフ地震に備えた耐震対策により取得した鉄道施設に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長	拡充 延長														○		○													○		
特定都市河川浸水被害対策法に規定する雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置の延長	延長														○		○													○		
緊急物資等の輸送確保に向けた港湾における民有護岸等の耐震改修促進のための特例措置の拡充及び延長	拡充 延長														○		○													○		
休眠預金等活用法に係る地方税法施行令上の所要の整備	新設		○														○															
上場株式等の配当所得等に係る申告手続の簡素化（地方税）	新設		○														○															
保険会社に係る収入金額による外形標準課税方式の維持	その他				○												○															

平成30年度 税制改正要望

要望項目	概要	対象税目											要望元																	
		所得税	個人住民税	法人住民税	事業税	消費税	地方消費税	相続税	贈与税	登録免許税	印紙税	固定資産税	不動産取得税	他	内閣府	金融庁	消費者庁	警察庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	防衛省	
株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構の法人事業税の資本割に係る課税標準の特例措置の創設	新設				○														○											
放送ネットワーク災害対策促進税制の延長	延長										○								○											
日本郵便株式会社が所有する一定の固定資産に対して課する固定資産税及び都市計画税に係る特例措置	延長										○		都市計画税						○											
ゴルフ場利用税の廃止	その他												ゴルフ場利用税									○								
障害者に対応した劇場・音楽堂等の課税標準の特例の創設	新設										○		都市計画税																	
国民健康保険法の改正に伴う税制上の所要の措置	新設												国民健康保険税											○						
国民健康保険税の軽減判定に用いる被保険者の所得の見直し	新設												国民健康保険税											○						

平成30年度 税制改正要望

要望項目	概要	対象税目											要望元																			
		所得税	個人住民税	法人税	法人住民税	事業税	消費税	地方消費税	相続税	贈与税	登録免許税	印紙税	固定資産税	不動産取得税	他	内閣府	金融庁	消費者庁	警察庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	防衛省		
バイオ燃料製造事業者が取得したバイオ燃料製造設備に係る課税標準の特例措置の延長	延長 2年間延長する。											○														○						
農地中間管理機構への貸付けによる農地の利用の効率化及び高度化の促進を図るための農地の保有に係る課税の軽減措置の延長	延長 適用期限の2年延長。											○		都市計画税												○						
平成30年度以降の農地の負担調整措置の存続	その他 農地に係る平成30年度以降の各年度の固定資産税及び都市計画税について、現行と同様の負担調整措置を講じること。											○		都市計画税												○						
公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る課税標準の特例措置の延長	延長 公害防止に係る法規制・基準等に対応することを目的として事業者が設置する公害防止施設（汚水又は廃液処理施設）に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、適用期限を2年間延長する。											○														○	○	○	○			
再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の延長	延長 適用期限を2年延長する。											○														○	○		○			
ガス供給業に係る法人事業税の課税方式の変更	新設 ガスシステム改革による事業環境や競争状況の変化を踏まえ、ガス供給業の法人事業税について、現行の収入金額を課税標準とする方式から、「その他事業」と同様の課税方式へ変更する。				○																						○					
電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更	新設 電力システム改革の一環として、2016年4月から小売電気事業の全面自由化がなされたことを踏まえ、電気供給業の法人事業税については、現行の収入金額を課税標準とする方式から、他の一般の事業と同様の課税方式へと変更する。その際、課税方式の変更のあり方については、電力市場における競争状況等を勘案する。				○																						○					
電気事業者の分社化に伴い外部化するグループ会社間取引を控除する収入割の特例措置	新設 電気供給業に係る法人事業税の課税標準たる収入金額の算定に当たって、電気事業者の分社化に伴い電気の供給に関連して必要となる取引のうち、従前の内部取引からグループ会社間取引となるものに係る収入について、収入金額から控除する。				○																						○					
卸電力取引所における同一法人内の自己約定に対する法人事業税に係る所要の整備	新設 電気事業者が卸電力取引所において電力の買い入札と売り入札を同時に行っている場合、当該電気事業者が卸電力取引所から電気の購入を行う際に生じる卸電力取引所に対して支払うべき金額（同一法人内の自己約定分の買い約定価格に限る）に相当する収入金額に対する法人事業税を非課税とするような所要の整備を行う。				○																						○					

平成30年度 税制改正要望

要望項目	概要	対象税目										要望元																																		
		所得税	個人住民税	法人住民税	事業税	消費税	地方消費税	相続税	贈与税	登録免許税	印紙税	固定資産税	不動産取得税	他	内閣府	金融庁	消費者庁	警察庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	防衛省																	
地域間連系線の利用ルール変更に伴う卸電力取引所における電力取引に係る所要の整備	新設																																													
地方税法における電気供給業に係る法人事業税の課税標準たる収入金額の算定に当たって、地方税法第72条の24の2、地方税法施行令第22条第1項第6号に規定された電気供給業を行う法人の収入金額から控除する金額に、連系線利用ルールの変更に伴う一定の新しい契約形態等により支出する金額を含める。																																														
非化石価値証書売却時の事業税の収入割の課税標準に係る所要の整備	新設																																													
非化石証書を取得した小売電気事業者が、非化石価値証書を高度化法上の非化石電源比率の報告に使用せず不要となって第三者に転売した場合、当該非化石価値証書の売却収入を収入金額から控除し、課税標準を構成しないものとして措置する。																																														
法人の期中合併による法人事業税の資本割の算定方法の見直し	新設																																													
合併法人（適格合併）の期末の税額から、被合併法人の期首から合併までの月割の税額を控除する。																																														
被合併法人に無償の資本変動が生じた場合の事業税の課税標準の合併法人への承継	新設																																													
無償の資本変動によって、被合併法人に資本金等の額に変動が生じた場合の事業税の課税標準となる資本金等の額の調整について、合併後においても合併法人が当該調整に係る額を継承する措置を講ずる。																																														
(株)海外需要開拓支援機構の法人事業税の資本割に係る課税標準の特例措置の創設	新設																																													
クールジャパン機構について、平成30年4月1日から平成46年3月31日までの間に開始する各事業年度の事業税に限り、法人事業税の資本割に係る課税標準額を、銀行法施行令で定める銀行の最低資本金の額（20億円）とみなす特例措置の新設を要望するもの。																																														
償却資産課税の見直し	その他																																													
償却資産に係る固定資産税については、国際的にも希な税制であり、企業の投資の阻害要因となっていることから、地方法人課税全体の中で、その廃止を含めた検討が引き続き必要。																																														
地方法人課税の見直し	その他																																													
地方法人課税について、国・地方の法人税の改革において、住民税や固定資産税を含む地方税全体のあり方とその中での法人課税の位置づけを再検討することが必要とされたことを踏まえ、そのあり方を見直すことが必要。																																														
事業所税のあり方の検討	その他																																													
事業所税は、人口30万以上の市で地方税法及び同施行令で定める市において、従業者給与総額（従業者割）と事業所床面積（資産割）に応じて課されるため、企業の担税力や経営状況にかかわらず課税される結果、不合理であるとの指摘がある。また、資本金1億円超の企業においては、課税標準が重複している外形標準課税に加えて、更に過剰な負担であるとの指摘がある。こうした指摘を念頭におきつつ、事業所税の制度創設時の目的を再確認した上で、本制度が本当に存在意義を有するか、速やかに検証することが求められる。																																														

平成30年度 税制改正要望

要望項目	概要	対象税目												要望元																																											
		所得税	個人住民税	法人住民税	事業税	消費税	地方消費税	相続税	贈与税	登録免許税	印紙税	固定資産税	不動産取得税	他	内閣府	金融庁	消費者庁	警察庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	防衛省																												
自動車取得税の免税点に係る特例措置の延長	延長	自動車取得税の免税点については、本則上は取得価額15万円であるが、地方税法附則第12条の2の3の規定により平成30年3月31日までの間の自動車の取得については、暫定的に50万円とされており、当該特例措置の適用期限を延長する。																																																							
コージェネレーションに係る課税標準の特例の規定に係る所要の措置	その他	コージェネレーション及びこれと同時に設置する熱媒体搬送用ポンプ又は専用の自動調整装置、蓄熱槽、冷却装置、系統連携用保護装置、ポンプ、配管について、新たに固定資産税が課せられることとなった年度から3年度分の固定資産税に限り、課税標準を、課税標準となるべき価額の5/6に軽減する措置に係る地方税法の規定について所要の措置を講ずる。																						○																																	
土地に係る固定資産税の負担調整措置及び条例減額制度の延長	延長	現行の負担調整措置及び、以下の特例措置の適用期限を3年間延長する。 ・商業地等及び住宅用地に係る負担調整措置 ・商業地等に係る減額措置 ・税負担急増土地に係る減額措置																						○																																	
株式会社海外交通・都市開発事業支援機構の資本割に係る課税標準の特例措置の創設	新設	機構について、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、資本割に係る課税標準を20億円とする。なお、適用年限については、平成31年度までとするものである。																																																							
地域利便確保協定（仮称）に係る課税標準の特例措置	新設	協定に基づき低未利用土地を活用して整備又は管理する公共施設等及び敷地に関する固定資産税・都市計画税の課税標準を1/2に軽減する。																						○																																	
一定の住宅用地に係る税額の減額措置の拡充	拡充	適用対象に、上記の場合を追加する。 (1) 耐震基準不適合既存住宅を取得後に耐震改修工事を行う場合の敷地への適用 (2) 買取再販における改修工事対象住宅の敷地への適用																																																							
鉄道事業者等の市街地トンネルに係る非課税措置の拡充	拡充	大阪市交通局の民営化（H30.4 予定）に伴い、新会社が引き継ぐ、大阪市及びその近郊の区域において直接鉄軌道事業の用に供する市街地のトンネルを適用対象に追加。																						○																																	
先進安全技術を搭載したトラック・バスに係る課税標準の特例措置の拡充	拡充	特例措置の拡充 ・車線逸脱警報装置を備える以下の自動車（取得価額から175万円控除） 車両総重量3.5トン超のトラック（車両総重量13トン超のトラクタを含む） 車両総重量12トン以下のバス（立席を有するものを除く）																																																							
宅地評価土地の取得に係る課税標準の特例措置の延長	延長	土地の流動化・有効利用の促進を図るため、宅地評価土地の取得に係る不動産取得税について課税標準を2分の1に圧縮する措置を、3年間延長する。																						○																																	

平成30年度 税制改正要望

要望項目	概要	対象税目										要望元																		
		所得税	個人住民税	法人住民税	事業税	消費税	地方消費税	相続税	贈与税	登録免許税	印紙税	固定資産税	不動産取得税	他	内閣府	金融庁	消費者庁	警察庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	防衛省	
住宅及び土地の取得に係る税率の特例措置の延長	延長											○																		○
特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法による貸家住宅に係る軽減措置の延長	延長											○																		○
認定誘導施設等整備事業の公共施設等における課税の特例措置の延長	延長											○	都市計画税																	○
高規格堤防整備事業に伴い取得する建替家屋に係る課税標準の特例措置の延長	延長											○																		○
除害施設に係る課税標準の特例措置の延長	延長											○																		○
新築住宅に係る税額の減額措置の延長	延長											○																		○
宅地建物取引業者等が取得する新築住宅の取得日に係る特例措置及び一定の住宅用地に係る税額の減額措置の期間要件を緩和する特例措置の延長	延長											○																		○
マンションの建替え等の円滑化に関する法律における施行者又はマンション敷地売却組合が要除却認定マンション及びその敷地を取得する場合の非課税措置の延長	延長											○																		○

平成30年度 税制改正要望

要望項目	概要	対象税目										要望元																	
		所得税	個人住民税	法人住民税	事業税	消費税	地方消費税	相続税	贈与税	登録免許税	印紙税	固定資産税	不動産取得税	他	内閣府	金融庁	消費者庁	警察庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文科省	厚労省	農水省	経産省	国土交通省	環境省	防衛省
鉄道事業者等が駅のバリアフリー化により取得した償却資産等に係る課税標準の特例措置の延長	延長 固定資産税及び都市計画税：課税標準5年度分2/3。										○		都市計画税															○	
J R貨物が取得した新規製造車両に係る課税標準の特例措置の延長	延長 固定資産税 課税標準 5年間3/5。										○																	○	
鉄道事業者が鉄道事業再構築事業を実施する路線において取得した家屋等に係る課税標準の特例措置の延長	延長 固定資産税及び都市計画税について、取得後5年間の課税標準を1/4とする特例措置を2年間延長する。										○		都市計画税															○	
国際船舶に係る課税標準の特例措置の延長	延長 国際船舶の固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を3年間延長する。										○																	○	
成田国際空港株式会社が事業の用に供する固定資産に係る課税標準の特例措置の延長	延長 現在講じられている成田国際空港株式会社が所有する業務用固定資産にかかる固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置(8分の7)について、その適用期限を平成31年度まで延長する。										○		都市計画税															○	
国内路線に就航する航空機に係る課税標準の特例措置の延長	延長 適用期間を平成32年3月31日まで2年間延長する。										○																	○	
認定長期優良住宅に係る特例措置の延長	延長 耐震性、耐久性、可変性等を備えた質の高い住宅の供給及び適切な維持保全等による長寿命化を促進するため、認定長期優良住宅に係る不動産取得税及び固定資産税について、以下のとおり引き下げる特例措置の適用期限(平成30年3月31日まで)を2年間延長する。										○	○																○	○
独立行政法人国民生活センターにおける特定適格消費者団体の行う仮差押命令の申立てに係る担保を立てる業務の新設に伴う税制上の非課税措置の拡充	拡充 今回、同センターの業務として、センター法第10条に特定適格団体の行う仮差押命令の申立てに係る担保を立てる業務を明示したことから、当該業務についても、同条第1号から第6号までの業務と同様に固定資産税及び都市計画税の非課税措置が講じられるようにするものである。										○		都市計画税			○													